

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する
法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年3月12日

大分地方法務局 登記官 富 永 美 香

記

1 手続番号

第3200-2025-0029号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

大分市大字猪野字太郎塚1307番2